

改正案	現 行
<p>計画策定までの経緯</p> <p>1 北海道環境審議会における審議 「北海道地球温暖化対策推進計画」の見直しについては、北海道知事から北海道環境審議会に諮問が行われ、その審議は地球温暖化対策部に付託され、同部会において調査審議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度第2回北海道環境審議会（2016年7月27日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（諮問） ○ 平成28年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年7月29日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（以下、同様） ○ 平成28年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年9月5日） ○ 平成28年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年10月17日） ○ 平成28年度第4回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2017年1月12日） ○ 平成29年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2017年8月10日） ○ 平成29年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2018年1月29日） ○ 平成30年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2018年7月25日） ○ 令和元年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2019年12月22日） ○ 令和2年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年9月4日） ○ 令和2年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年10月28日） ○ 令和2年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年12月22日） ○ 令和2年度第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2021年2月8日～12日、書面開催） ○ 令和2年度第5回北海道環境審議会（2021年2月15日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（答申） ○ <u>令和3年度第2回北海道環境審議会（2021年10月15日）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（諮問） ○ <u>令和3年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2021年10月25日）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（以下、同様） ○ <u>令和3年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2021年12月27日）</u> ○ <u>令和3年度第4回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2022年1月27日～2月4日、書面開催）</u> ○ <u>令和3年度第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2022年2月8日）</u> ○ <u>令和3年度第4回北海道環境審議会（2022年2月 日）</u> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（答申） 	<p>計画策定までの経緯</p> <p>1 北海道環境審議会における審議 「北海道地球温暖化対策推進計画」の見直しについては、北海道知事から北海道環境審議会に諮問が行われ、その審議は地球温暖化対策部に付託され、同部会において調査審議が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度第2回北海道環境審議会（2016年7月27日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（諮問） ○ 平成28年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年7月29日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（以下、同様） ○ 平成28年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年9月5日） ○ 平成28年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2016年10月17日） ○ 平成28年度第4回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2017年1月12日） ○ 平成29年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2017年8月10日） ○ 平成29年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2018年1月29日） ○ 平成30年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2018年7月25日） ○ 令和元年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2019年12月22日） ○ 令和2年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年9月4日） ○ 令和2年度第2回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年10月28日） ○ 令和2年度第3回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2020年12月22日） ○ 令和2年度第5回北海道環境審議会地球温暖化対策部会（2021年2月8日～12日、書面開催） ○ 令和2年度第5回北海道環境審議会（2021年2月15日） <ul style="list-style-type: none"> ・北海道地球温暖化対策推進計画の見直しについて（答申） <p><u>（追加）</u></p>

改正案	現行
<p>2 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会 道は、2020年3月に「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明し、その実現に向け、「2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会」を設置し、本道にふさわしい「2050年の目指す姿」や「2050年のイメージ」、それに向けた「取組の基本方向」などについて、有識者から意見を聴取した。</p> <p>○ 令和2年度第1回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会 (2020年6月24日、29日、30日、7月6日(個別意見聴取))</p> <p>○ 令和2年度第2回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2020年7月30日)</p> <p>○ 令和2年度第3回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2020年8月20日)</p> <p>○ 令和3年度第1回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2021年8月3日)</p> <p>○ 令和3年度第2回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2021年9月2日)</p> <p>○ 令和3年度第3回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2021年12月17日)</p> <p>地球温暖化のメカニズム 地球の表面は、窒素や酸素などの大気が取り巻いていますが、太陽から地球に照射される太陽光(エネルギー)は、地表面で吸収され、加熱された地表面は赤外線を宇宙へ向け放出しています。 この地表面から放出された赤外線の一部が、大気に含まれる二酸化炭素やメタン等の「温室効果ガス」に吸収され、地表面に再度放射されることにより、地球の平均気温は14℃程度に保たれています。 もし、温室効果ガスが存在しなければ、地球の平均気温はマイナス19℃程度にもなるといわれており、温室効果ガスは地球上で生物が生きていくために不可欠なものです。 18世紀後半に起こった産業革命(工業化)以前の温室効果ガス(二酸化炭素)の濃度は280ppm程度で、人為的な排出量と森林などによる自然の吸収量はほぼ一致していました。 しかし、産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の排出量が急速に増加し、現在の温室効果ガスの濃度は410ppmを上回るまで上昇しています。 このため、温室効果による影響がこれまでよりも大きくなって、地表面の温度が上昇してきており、この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。</p> <p>☒ (温室効果ガスイメージ) 出典：環境省ホームページ</p> <p>☒ 出典：IPCC 第6次評価報告書 WG1 Figure SPM.1b 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (https://www.jccca.org/)</p> <p>☒ 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化 (出典：気象庁ホームページ http://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/ghgp/co2_trend.html)</p>	<p>2 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会 道は、2020年3月に「2050年までの温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明し、その実現に向け、「2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会」を設置し、本道にふさわしい「2050年の目指す姿」や「2050年のイメージ」、それに向けた「取組の基本方向」などについて、有識者から意見を聴取した。</p> <p>○ 令和2年度第1回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会 (2020年6月24日、29日、30日、7月6日(個別意見聴取))</p> <p>○ 令和2年度第2回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2020年7月30日)</p> <p>○ 令和2年度第3回 2050年北海道温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた懇話会(2020年8月20日)</p> <p>(追加)</p> <p>地球温暖化のメカニズム 地球の表面は、窒素や酸素などの大気が取り巻いていますが、太陽から地球に照射される太陽光(エネルギー)は、地表面で吸収され、加熱された地表面は赤外線を宇宙へ向け放出しています。 この地表面から放出された赤外線の一部が、大気に含まれる二酸化炭素やメタン等の「温室効果ガス」に吸収され、地表面に再度放射されることにより、地球の平均気温は14℃程度に保たれています。 もし、温室効果ガスが存在しなければ、地球の平均気温はマイナス19℃程度にもなるといわれており、温室効果ガスは地球上で生物が生きていくために不可欠なものです。 18世紀後半に起こった産業革命(工業化)以前の温室効果ガス(二酸化炭素)の濃度は280ppm程度で、人為的な排出量と森林などによる自然の吸収量はほぼ一致していました。 しかし、産業革命以降、人類は石炭や石油などの化石燃料を大量に消費するようになり、二酸化炭素の排出量が急速に増加し、現在の温室効果ガスの濃度は400ppm程度まで上昇しています。 このため、温室効果による影響がこれまでよりも大きくなって、地表面の温度が上昇してきており、この現象を「地球温暖化」と呼んでいます。</p> <p>☒ (温室効果ガスイメージ) 出典：環境省ホームページ</p> <p>☒ 出典：IPCC 第5次評価報告書 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (https://www.jccca.org/)</p> <p>☒ 地球全体の二酸化炭素濃度の経年変化 (出典：気象庁ホームページ http://ds.data.jma.go.jp/ghg/kanshi/ghgp/co2_trend.html)</p>

改正案				現行			
対象とする温室効果ガス及びその発生源				対象とする温室効果ガス及びその発生源			
<p>(1) 対象とする温室効果ガスの種類 <u>※修正なし</u> 本計画で対象とする温室効果ガスは、国の「地球温暖化対策計画」で削減の対象とされている温室効果ガスと同様に、次の7種類とします。</p>				<p>(1) 対象とする温室効果ガスの種類 <u>※修正なし</u> 本計画で対象とする温室効果ガスは、国の「地球温暖化対策計画」で削減の対象とされている温室効果ガスと同様に、次の7種類とします。</p>			
温室効果ガス		地球温暖化係数	特徴	温室効果ガス		地球温暖化係数	特徴
二酸化炭素 (CO ₂)		1	代表的な温室効果ガス。物を燃焼することで生成する。	二酸化炭素 (CO ₂)		1	代表的な温室効果ガス。物を燃焼することで生成する。
メタン (CH ₄)		25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	メタン (CH ₄)		25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素等)などのような害はない。	一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物(二酸化窒素等)などのような害はない。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	12～14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	12～14,800	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。
	パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390～17,340	炭素とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。		パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390～17,340	炭素とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しない物質。強力な温室効果ガス。		六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	硫黄とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しない物質。強力な温室効果ガス。
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しない物質。強力な温室効果ガス。		三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	窒素とフッ素だけからなるオゾン層を破壊しない物質。強力な温室効果ガス。
<p>※「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を、二酸化炭素の温室効果に対する比で示した係数</p>				<p>※「地球温暖化係数」とは、温室効果ガスがもたらす温室効果の程度を、二酸化炭素の温室効果に対する比で示した係数</p>			

改正案		現行	
(2) 温室効果ガスの発生源 ※修正なし 温室効果ガスは様々な人為活動により排出されますが、主な発生源は次のとおりです。		(2) 温室効果ガスの発生源 ※修正なし 温室効果ガスは様々な人為活動により排出されますが、主な発生源は次のとおりです。	
二酸化炭素 (CO ₂)		二酸化炭素 (CO ₂)	
エネルギー利用	エネルギー転換	火力発電所、ガス事業所及び石油精油所等における化石燃料及び電力などの消費 (自家消費)	
	産業	製造業、農林業、水産業、建設業及び鉱業における化石燃料及び電力などの消費	
	民生	家庭、事務所、店舗等における電気、ガス、灯油などの消費	
	運輸	自動車、鉄道、船舶、航空機の化石燃料及び電力などの消費	
廃棄物		廃棄物の焼却	
工業プロセス		セメント製造時における石灰石の使用	
メタン (CH ₄)		メタン (CH ₄)	
エネルギー利用		燃料の燃焼施設、自動車の走行	
農業		水田 (嫌気性状態)、家畜の消費活動 (腸内発酵) 及びふん尿 (嫌気性発酵)、農業廃棄物の焼却	
燃料の採掘		石炭等の採掘時における漏出	
廃棄物		廃棄物の埋立、焼却及び下水道処理工程	
一酸化二窒素 (N ₂ O)		一酸化二窒素 (N ₂ O)	
エネルギー利用		燃料の燃焼施設、自動車の走行	
医療ガスの使用		医療ガスの使用	
農業		窒素系肥料の施用、家畜のふん尿、農業廃棄物の焼却	
廃棄物		廃棄物の焼却	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)		カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒、工業用エアゾール等	
パーフルオロカーボン (PFC)		電子機械製造での半導体エッチング、洗浄乾燥等	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)		電子絶縁用ガス、半導体エッチング等	
三ふっ化窒素 (NF ₃)		半導体エッチング等	

改正案	現 行
<p>気候変動に関する国内外の主な動向</p> <p><国外> <u>2021 IPCC「第6次評価報告書第1作業部会報告書」の発表</u> <u>COP26の開催【イギリス・グラスゴー】</u></p> <p><国内> <u>2020 総理大臣所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言</u> <u>2021 「北海道地球温暖化対策推進計画(第3次計画)」策定</u> <u>国が新たな削減目標を表明</u> <u>「地球温暖化対策推進法」の改正</u> <u>地域脱炭素ロードマップの策定</u> <u>「地球温暖化対策計画」を閣議決定</u> <u>(2030年度に△46%(2013年度比))</u></p>	<p>気候変動に関する国内外の主な動向 <u>※国外及び国内の年表のうち、追加した箇所のみ記載</u></p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

改正案

本道の温室効果ガス排出量等の状況
(1) 温室効果ガス(実質)排出量

【2018(H30)年度(速報値※)】

- ・2018(H28)年度の本道の温室効果ガス排出量(速報値)は6,993万t-CO₂、二酸化炭素吸収量を差し引いた「実質排出量」は6,039万t-CO₂となっています。
- ・北海道地球温暖化対策推進計画(第2次)の基準年(1990(H2)年度)と比べ温室効果ガス排出量は2.9%減少、第3次計画の基準年(2013(H25)年度)と比べ5.1%減少、前年度(2017(H29)年度)と比べ1.0%減少しています。
- ・一人当たりの排出量は13.2t-CO₂/人で、全国(9.9t-CO₂/人)の約1.3倍であり、積雪寒冷により冬季の灯油等の使用量が多いことや、広域分散型で自動車への依存度が高いという本道の地域特性が大きな要因と考えられます。

【2019(R1)年度(推計値※)】

- ・2019(R1)年度の本道の温室効果ガス排出量(推計値)は6,734万t-CO₂、「実質排出量」は5,892万t-CO₂となる見込みです。
- ・第2次計画の基準年(1990(H2)年度)と比べ温室効果ガス排出量は6.5%減少、第3次計画の基準年(2013(H25)年度)と比べ8.6%減少、前年度(2018(H30)年度)と比べ3.7%減少する見込みです。
- ・一人当たりの排出量は12.8t-CO₂/人で、全国(9.6t-CO₂/人)の約1.3倍となる見込みです。

表 北海道の2018(H30)年度及び2019(R1)年度の温室効果ガス排出量

※表を修正

(単位:万t-CO₂)

部門	1990(H2)年度 (旧基準年)		2013(H25)年度 (新基準年)		2017(H29)年度		2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)		伸び率 (2018(H30)年度)		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2013年度比	2017年度比
二酸化炭素	6,305	87.5%	6,551	88.9%	6,149	87.0%	6,066	86.7%	5,797	86.1%	▲ 3.8%	▲ 7.4%	▲ 1.4%
メタン	447	6.2%	434	5.9%	409	5.8%	416	6.0%	415	6.2%	▲ 6.9%	▲ 4.2%	1.7%
一酸化二窒素	399	5.5%	242	3.3%	308	4.4%	308	4.4%	304	4.5%	▲ 22.9%	27.2%	▲ 0.1%
ハイドロフルオロカーボン類	10	0.1%	133	1.8%	188	2.7%	193	2.8%	207	3.1%	1,831.7%	45.3%	2.7%
パーフルオロカーボン類	22	0.3%	5	0.1%	6	0.1%	6	0.1%	7	0.1%	▲ 71.3%	31.0%	4.4%
六ふっ化硫黄	22	0.3%	4	0.0%	4	0.1%	3	0.0%	3	0.1%	▲ 84.6%	▲ 4.1%	▲ 4.6%
三ふっ化窒素			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		139.0%	4.4%
合計	7,205	100.0%	7,369	100.0%	7,064	100.0%	6,993	100.0%	6,734	100.0%	▲ 2.9%	▲ 5.1%	▲ 1.0%

(※)速報値・推計値について

- ・2021(R3)年10月末時点で入手可能な統計等から必要なデータを推計し、2018(平成30)年度の温室効果ガスの予測値を算出し「速報値」としてしています。また、未入手の統計データを他の統計実績値等から推計することにより、2019(R1)年度の排出量の概算値を算出し「推計値」としてしています。

現 行

本道の温室効果ガス排出量等の状況

(1) 2016(平成28)年度の温室効果ガス排出量

(追加、修正)

- ・2016(平成28)年度の本道の温室効果ガス排出量は7,017万t-CO₂となっており、基準年度(1990(平成2)年度)に比べて6.6%増加しています。
- ・基準年からの排出量の増加は、二酸化炭素の民生(業務)部門において電力使用量が増加したことや、CO₂排出係数が増加したことなどが要因と考えられます。
- ・一人当たりの排出量は13.1t-CO₂/人で、全国(10.3t-CO₂/人)の約1.3倍であり、積雪寒冷により冬季の灯油等の使用量が多いことや、広域分散型で自動車への依存度が高いという本道の地域特性が大きな要因と考えられます。

表 2016(H28)年度の温室効果ガス排出量

※表を修正

(単位:万t-CO₂)

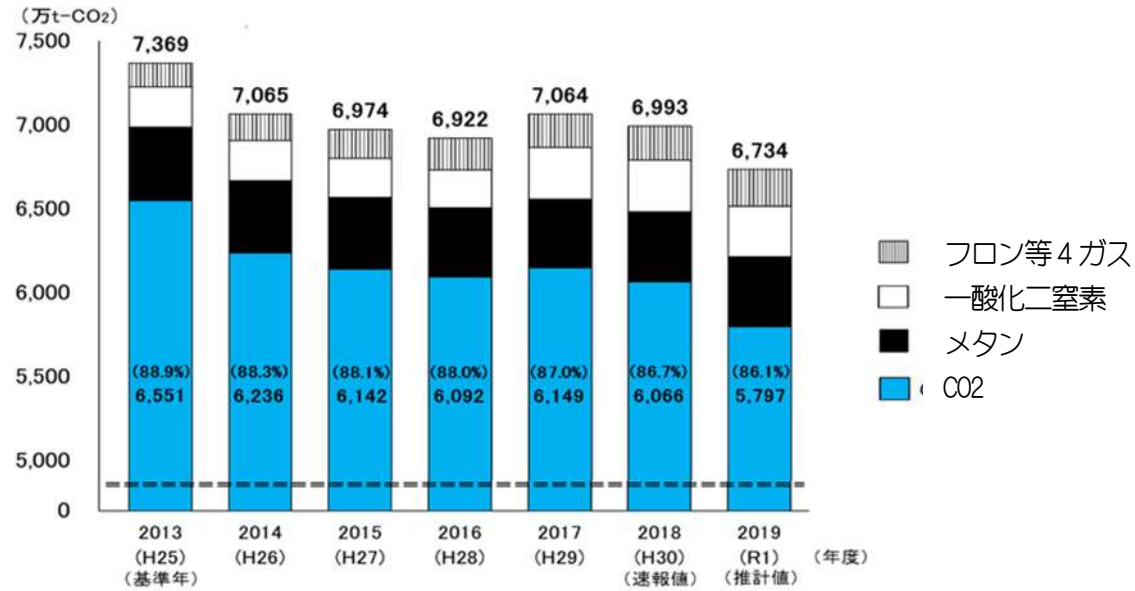
ガスの種類	1990(H2)年度 (基準年)		2014(H26)年度		2015(H27)年度		2016(H28)年度		伸び率	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2015年度比
二酸化炭素	5,682	86.3%	6,233	88.3%	6,206	88.2%	6,187	88.2%	8.9%	▲ 0.3%
メタン	447	6.8%	429	6.1%	425	6.0%	412	5.9%	▲ 7.8%	▲ 3.1%
一酸化二窒素	399	6.1%	242	3.4%	235	3.3%	230	3.3%	▲ 42.4%	▲ 2.1%
ハイドロフルオロカーボン類	10	0.2%	148	2.1%	164	2.3%	179	2.6%	1690.0%	9.1%
パーフルオロカーボン類	22	0.3%	5	0.1%	5	0.1%	6	0.1%	▲ 72.7%	20.0%
六ふっ化硫黄	22	0.3%	4	0.1%	3	0.0%	3	0.0%	▲ 86.4%	0.0%
三ふっ化窒素			0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		0.0%
合計	6,582	100.0%	7,061	100.0%	7,038	100.0%	7,017	100.0%	6.6%	▲ 0.3%

(追加)

改正案

図 北海道の温室効果ガス排出量の推移

※グラフを修正



(グラフ内の数値(上段：総排出量、下段：CO2 排出量(カッコ内は全体に占める割合))

表 全国の温室効果ガス排出量との比較 (2018 (H30) 年度・2019 (R1) 年度)

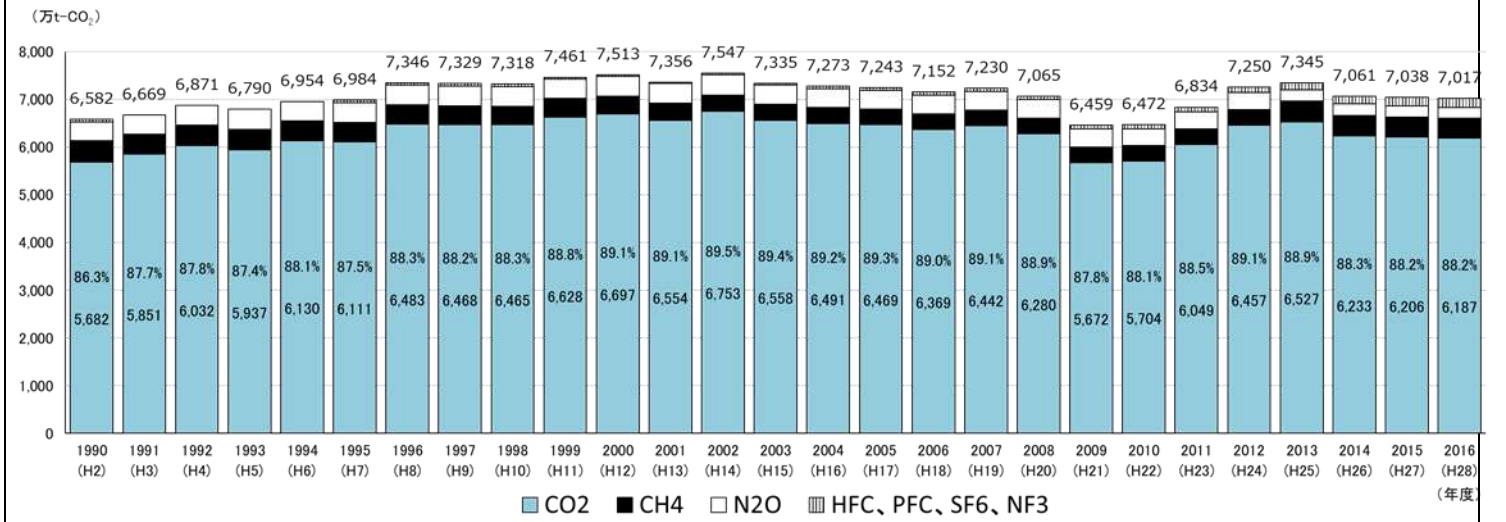
※表を修正

区分	2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)	
	北海道	全国	北海道	全国
温室効果ガス排出量(万 t-CO2)	6,993	124,700	6,734	121,200
一人当たり(t-CO2/人)	13.2	9.9	12.8	9.6

現 行

図 温室効果ガス排出量の推移

※グラフを修正



(グラフ内の数値(上段：総排出量、下段：CO2 排出量(カッコ内は全体に占める割合))

表 全国の温室効果ガス排出量との比較 (2016 (H28) 年度)

※表を修正

区分	北海道	全国
温室効果ガス排出量	7,017 万 t-CO2	130,800 万 t-CO2
一人当たり	13.1 t-CO2/人	10.3 t-CO2/人

改正案

(2) 二酸化炭素排出量

【2018(平成30)年度(速報値※)】

- 2018(H30)年度の二酸化炭素排出量は6,066万t-CO₂となっており、第2次計画の基準年(1990(H2)年度)と比べ3.8%減少、第3次計画の基準年(2013(H25)年度)と比べ7.4%減少、前年度(2017(H29)年度)と比べ1.4%減少しています。
- 産業部門からの排出量が最も多く、次に家庭部門、運輸部門、業務その他部門となっており、この4部門で全体の約90%を占めています。
- 各部門の排出量の推移を見ると、近年は各部門とも概ね横ばいとなっています。
- 全国と比較すると、家庭部門、運輸部門の割合が高い一方、業務その他部門の割合が低くなっています。

表 北海道の2018(H30)年度及び2019(R1)年度の二酸化炭素排出量 ※表を修正

部門	1990(H2)年度 (旧基準年)		2013(H25)年度 (新基準年)		2017(H29)年度		2018(H30)年度 (速報値)		2019(R1)年度 (推計値)		伸び率 (2018(H30)年度)		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2013年度比	2017年度比
産業	2,679	42.5%	2,070	31.6%	1,907	31.0%	1,873	30.9%	1,713	29.6%	▲ 30.1%	▲ 9.5%	▲ 1.8%
業務その他	665	10.5%	1,010	15.4%	874	14.2%	859	14.1%	770	13.3%	29.2%	▲ 15.0%	▲ 1.8%
家庭	1,251	19.8%	1,519	23.2%	1,421	23.1%	1,390	22.9%	1,399	24.1%	11.1%	▲ 8.5%	▲ 2.2%
運輸	1,177	18.7%	1,260	19.2%	1,280	20.8%	1,275	21.0%	1,267	21.9%	8.3%	1.2%	▲ 0.4%
エネルギー転換	200	3.2%	350	5.3%	309	5.0%	307	5.1%	283	4.9%	53.8%	▲ 12.3%	▲ 0.8%
工業プロセス	284	4.5%	294	4.5%	301	4.9%	304	5.0%	307	5.3%	7.0%	3.4%	1.0%
廃棄物	49	0.8%	47	0.7%	57	0.9%	58	1.0%	58	1.0%	18.0%	22.8%	2.4%
合計	6,305	100.0%	6,551	100.0%	6,149	100.0%	6,066	100.0%	5,797	100.0%	▲ 3.8%	▲ 7.4%	▲ 1.4%

(削除)

現 行

(2) 2016(平成28)年度の二酸化炭素排出量

- 2016(H28)年度の二酸化炭素排出量は6,187万t-CO₂となっており、基準年と比べ8.9%増加しています。
- 産業部門からの排出量が最も多く、次に民生(家庭)部門、運輸部門、民生(業務)部門となっており、この4部門で全体の約90%を占めています。
- 各部門の排出量の推移を見ると、近年は各部門とも概ね横ばいとなっています。
- 全国と比較すると、民生(家庭)部門、運輸部門の割合が高い一方、民生(業務)部門の割合が低くなっています。

表 2018(H30)年度の二酸化炭素排出量 ※表を修正

部門	1990(H2)年度 (基準年)		2014(H26)年度		2015(H27)年度		2016(H28)年度		伸び率	
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	1990年度比	2015年度比
エネルギー転換	198	3.5%	288	4.6%	303	4.9%	279	4.5%	41.0%	▲ 7.9%
産業	2,057	36.2%	1,872	30.0%	1,892	30.6%	1,888	30.5%	▲ 8.2%	▲ 0.2%
民生(家庭)	1,251	22.0%	1,486	23.8%	1,470	23.7%	1,500	24.2%	19.9%	2.1%
民生(業務)	665	11.7%	976	15.7%	935	15.1%	927	15.0%	39.5%	▲ 0.8%
運輸	1,177	20.7%	1,269	20.4%	1,263	20.3%	1,247	20.2%	5.9%	▲ 1.2%
工業プロセス	284	5.0%	292	4.7%	295	4.8%	298	4.8%	4.9%	1.0%
廃棄物	49	0.9%	48	0.8%	48	0.8%	47	0.8%	▲ 4.4%	▲ 2.0%
合計	5,682	100.0%	6,233	100.0%	6,206	100.0%	6,187	100.0%	8.9%	▲ 0.3%

図 道内の部門別二酸化炭素排出量の推移

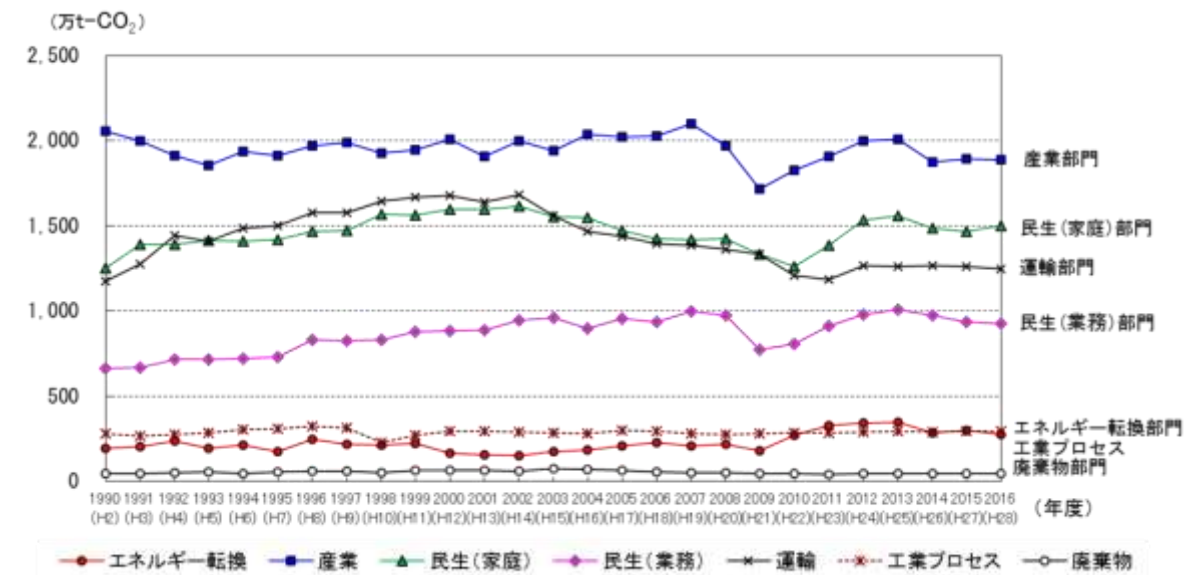
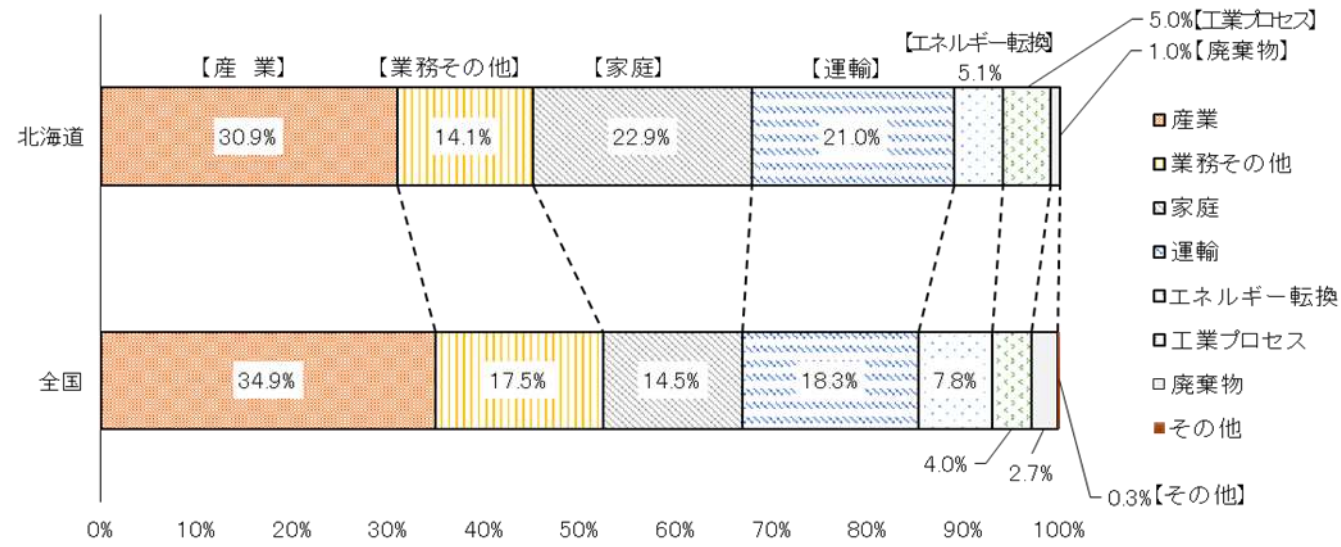


図 北海道と全国の二酸化炭素排出量の構成比 (2018 (H30) 年度) ※グラフを修正



(削除)

図 北海道と全国の部門別二酸化炭素排出量の構成比 (2016 (H28) 年度) ※グラフを修正

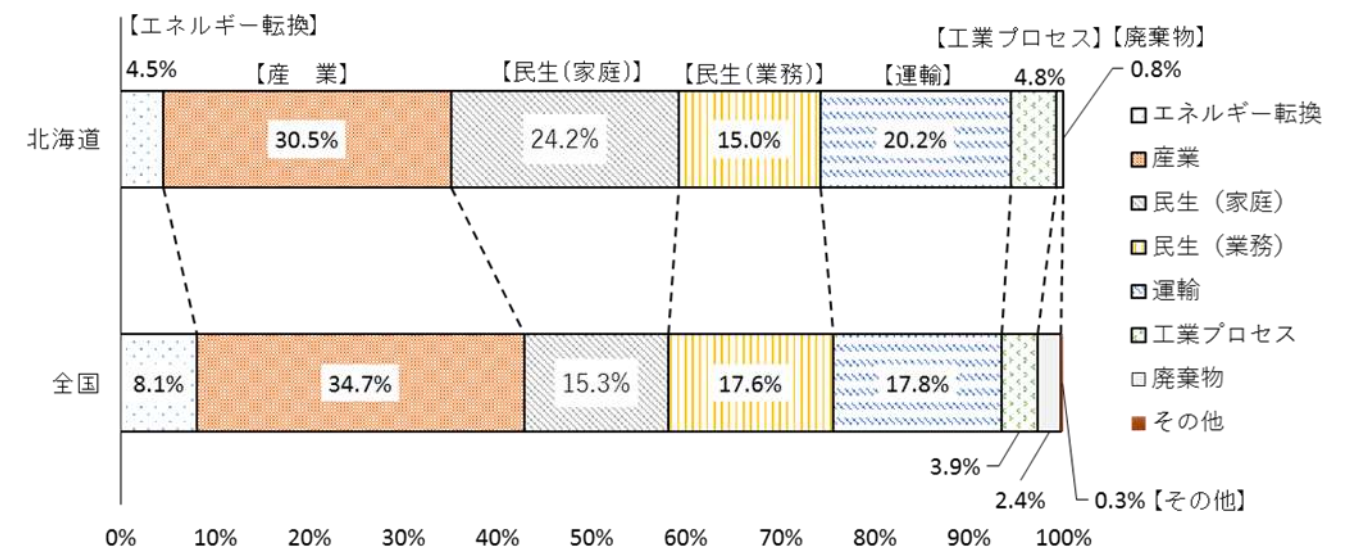


表 部門別の主な増減要因

部門	基準年比 (1990年度比)	主な増減要因
産業	8.2%減	・基準年と比較すると、鉱業・建設業、農林水産業からの排出量が減少。
民生(家庭)	19.9%増	・基準年と比較すると、世帯数や一世帯当たりの電力使用量、CO2 排出係数が増加。
民生(業務)	39.5%増	・基準年と比較すると、事務所ビルの床面積や電力使用量、CO2 排出係数が増加。
運輸	5.9%増	・基準年と比較すると、航空からの排出量が増加。

(削除)

(参考) CO2 排出係数について

(参考) CO2 排出係数について

- ・本報告書では、二酸化炭素排出量の増減要因を推測するにあたり、北海道電力(株)が公表しているCO2 排出係数(電力量1 kWh を発電する際に排出される二酸化炭素排出量 (kg-CO₂)) を用いています。
- ・原子力発電所の全機停止に伴い、火力発電所の稼働が増加したことから、CO2 排出係数は2012 (H24) 年度から増加し、その後は横ばいでしたが、2016 (H28) 年度は減少しており、これは販売電力量の減少や再生可能エネルギーによる発電電力量の増加によるものと考えられます。

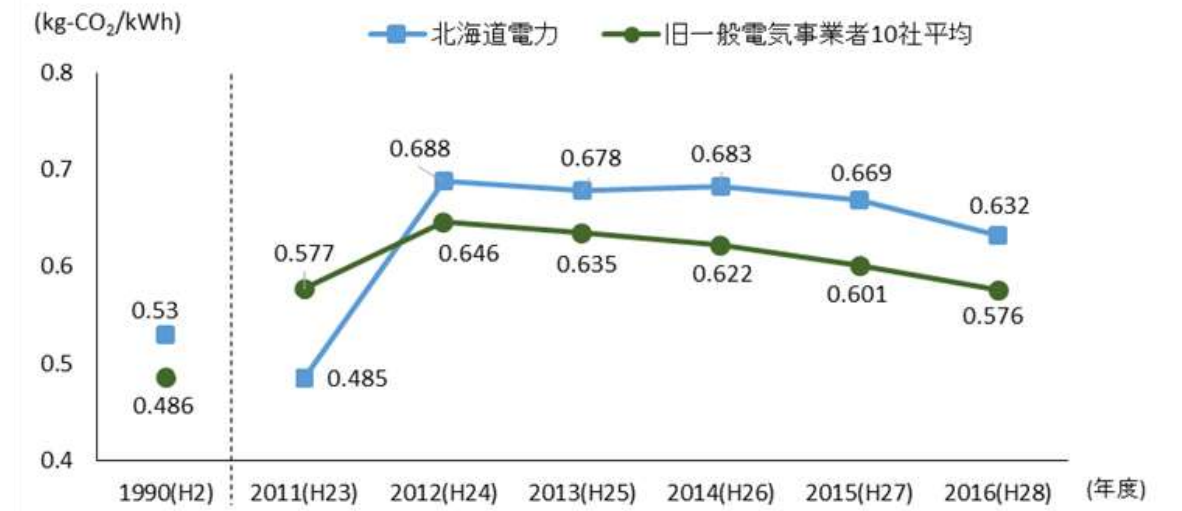
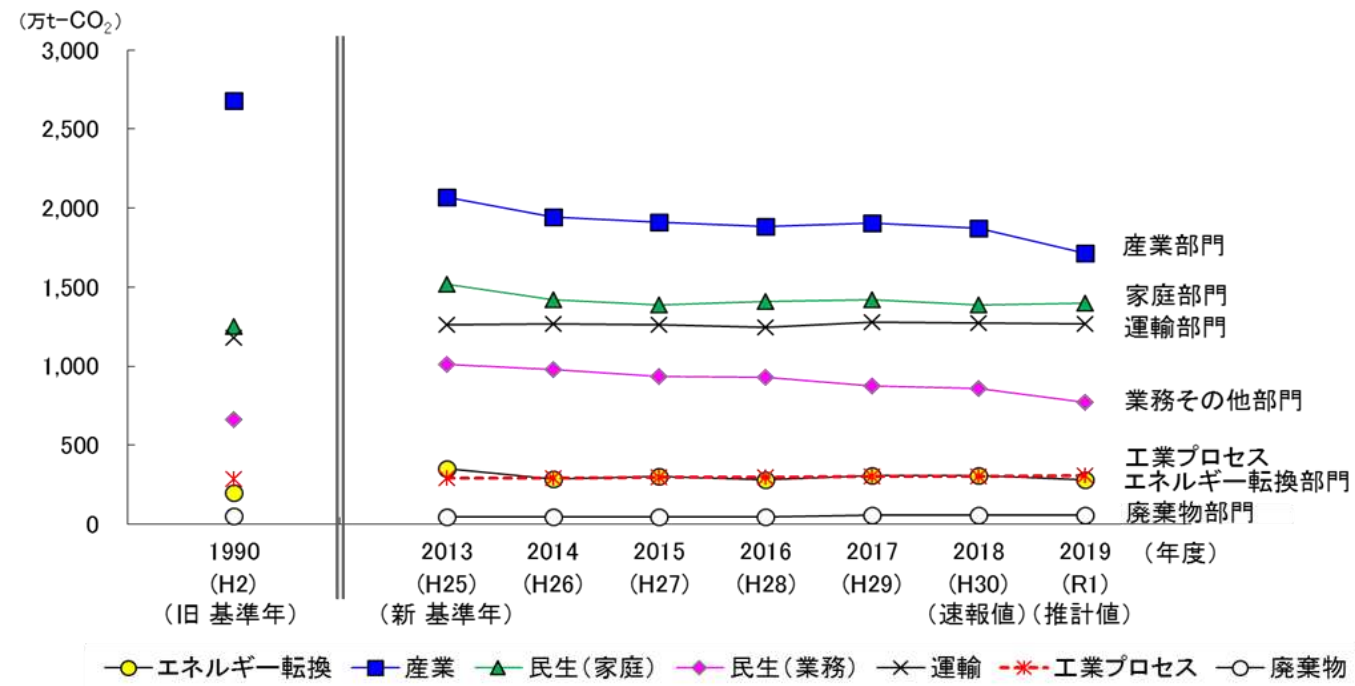


図 CO2 排出係数の推移

* 旧一般電気事業者；北海道電力、東北電力等、全国10の主要な電力会社のことを言います。
(環境省公表資料から北海道環境生活部が作成)

図 北海道の部門別二酸化炭素排出量の推移



(追加)

改正案	現 行																				
<p>これまでの道の取組</p> <p>1 北海道地球温暖化防止計画（第1次計画） <u>※修正なし</u></p> <p>「北海道地球温暖化防止計画」は、「北海道環境基本計画」の個別計画として、道における温室効果ガス排出量の実態、将来予測（2010年度）を推計した上で、「2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、1990年度の排出量に比べて9.2%削減する」との具体的な数値目標を掲げ、この目標を達成するために5つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。</p>	<p>これまでの道の取組</p> <p>1 北海道地球温暖化防止計画（第1次計画） <u>※修正なし</u></p> <p>「北海道地球温暖化防止計画」は、「北海道環境基本計画」の個別計画として、道における温室効果ガス排出量の実態、将来予測（2010年度）を推計した上で、「2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、1990年度の排出量に比べて9.2%削減する」との具体的な数値目標を掲げ、この目標を達成するために5つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。</p>																				
<p>表 北海道地球温暖化防止計画の概要</p>	<p>表 北海道地球温暖化防止計画の概要</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>策定年月</td> <td>2000年6月</td> </tr> <tr> <td>目標年次</td> <td>2010年度</td> </tr> <tr> <td>主な目標値</td> <td>2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。</td> </tr> <tr> <td>対象ガス</td> <td>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）</td> </tr> <tr> <td>重点施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。 </td> </tr> </table>	策定年月	2000年6月	目標年次	2010年度	主な目標値	2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。	対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。 	<table border="1"> <tr> <td>策定年月</td> <td>2000年6月</td> </tr> <tr> <td>目標年次</td> <td>2010年度</td> </tr> <tr> <td>主な目標値</td> <td>2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。</td> </tr> <tr> <td>対象ガス</td> <td>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）</td> </tr> <tr> <td>重点施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。 </td> </tr> </table>	策定年月	2000年6月	目標年次	2010年度	主な目標値	2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。	対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。
策定年月	2000年6月																				
目標年次	2010年度																				
主な目標値	2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。																				
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）																				
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。 																				
策定年月	2000年6月																				
目標年次	2010年度																				
主な目標値	2010年度における本道の温室効果ガス排出量を、削減シナリオに基づく削減や森林の吸収により1990年度の排出量に比べて9.2%削減する。																				
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）																				
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 省エネルギー・新エネルギー対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入の取組を総合的に推進する。 ○ 廃棄物対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・1999年度に策定した「ごみゼロ・プログラム北海道」に基づき、総合的な廃棄物、リサイクル対策を推進する。 ○ 住宅やビルなど建築物の高断熱・高気密化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・今後も高断熱・高気密化に関する調査研究やその普及を積極的に推進する。 ○ 森林等による二酸化炭素吸収固定源対策の総合的推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道森林づくり条例」に基づき、森林の保全や整備などを総合的に推進する。 ○ 北海道地球温暖化防止活動推進センターを通じた普及啓発・活動支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「北海道地球温暖化防止活動推進センター」の機能の充実を図りながら、道民・事業者に対する普及啓発や活動支援を積極的に推進する。 																				

改正案	現 行																				
<p>2 北海道地球温暖化対策推進計画（第2次計画） ※修正なし</p> <p>北海道地球温暖化防止計画の期間は、2012年度まででしたが、地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であるとともに、温暖化対策推進法改正や北海道地球温暖化防止対策条例の制定により、地球温暖化対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、同計画を全面改定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、3つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。</p>	<p>2 北海道地球温暖化対策推進計画（第2次計画） ※修正なし</p> <p>北海道地球温暖化防止計画の期間は、2012年度まででしたが、地球温暖化は地球規模の深刻な問題であり、早期に解決すべき喫緊の課題であるとともに、温暖化対策推進法改正や北海道地球温暖化防止対策条例の制定により、地球温暖化対策に関する計画の策定が義務づけられたことから、同計画を全面改定し、温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、北海道地球温暖化対策推進計画を策定し、3つの重点施策に取り組み、地球温暖化対策を推進してきました。</p>																				
<p>表 北海道地球温暖化対策推進計画の概要</p>	<p>表 北海道地球温暖化対策推進計画の概要</p>																				
<table border="1"> <tr> <td>策定年月</td> <td>2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）</td> </tr> <tr> <td>目標年次</td> <td>2020年度</td> </tr> <tr> <td>主な目標値</td> <td>削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。</td> </tr> <tr> <td>対象ガス</td> <td>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）</td> </tr> <tr> <td>重点施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。 </td> </tr> </table>	策定年月	2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）	目標年次	2020年度	主な目標値	削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。	対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。 	<table border="1"> <tr> <td>策定年月</td> <td>2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）</td> </tr> <tr> <td>目標年次</td> <td>2020年度</td> </tr> <tr> <td>主な目標値</td> <td>削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。</td> </tr> <tr> <td>対象ガス</td> <td>二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）</td> </tr> <tr> <td>重点施策</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。 </td> </tr> </table>	策定年月	2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）	目標年次	2020年度	主な目標値	削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。	対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）	重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。
策定年月	2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）																				
目標年次	2020年度																				
主な目標値	削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。																				
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）																				
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。 																				
策定年月	2010年5月（2014年12月 削減目標の改定）																				
目標年次	2020年度																				
主な目標値	削減シナリオの取組によって、本道の温室効果ガス排出量を、基準年の1990年度から7.0%（2005年度比では17.5%）削減する。																				
対象ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（HFC、PFC、SF6）																				
重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化を防止するためには、道民一人ひとりが日常生活や職場での温室効果ガス削減に向けた意識改革と身近で地道な取組が重要となる。このため、道民一人ひとりの意識改革に取り組み、低炭素型社会の実現に向けて、地球温暖化防止行動を促進し、ライフスタイル・ビジネススタイルの転換を図る。 ○ 地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等 <ul style="list-style-type: none"> ・全国と比較して化石燃料への依存度が高いことから、温室効果ガスの排出削減など地球温暖化を防止するため、地域の特性を活かした環境にやさしいエネルギーの導入等を進める。 ○ 二酸化炭素吸収源としての森林の整備・保全等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化防止に積極的に貢献するため、二酸化炭素吸収源として、全国の約4分の1を占める森林の整備・保全を進める。 																				

温室効果ガス排出量等の算出方法 ※修正なし

種類	部門	区分	算定方法の概要	
二酸化炭素+ (CO ₂)	エネルギー起源、	産業	製造業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の製造業排出量値
			農林水産業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の農林水産業排出量値
			鉱業・建設業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の鉱業・建設業排出量値
		家庭		(家庭における燃料・電力消費量) × (排出係数)
	業務その他		温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度データ、総合エネルギー消費統計、経済センサス基礎調査データから算定	
	運輸	自動車	(道内を走行する自動車の燃料消費量) × (排出係数)	
		鉄道	(道内を運行する鉄道における燃料・電力消費量) × (排出係数)	
		船舶	(船舶における燃料消費量) × (海上出入貨物総トン数の全国比) × (排出係数)	
		航空機	(道内空港における航空機への燃料供給量) × (排出係数)	
	エネルギー転換	電気事業	『温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度』データの積み上げ	
		ガス事業		
		石油石炭製品		
	非エネルギー起源	一般廃棄物	(一般廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
		産業廃棄物	(産業廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
セメント業		(セメント製造時の石灰石消費量) × (排出係数)		
鉄鋼業		(鉄鋼生産時の石灰石消費量) × (排出係数)		
燃料の燃焼		(全国値) × (NOx排出量の全国比)		
メタン+ (CH ₄)	農業	稲作	(道内の水稲作付面積) × (排出係数)	
		家畜の腸内発酵	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		家畜のふん尿処理	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚、豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		農業廃棄物の焼却	(稲わら及び藁から焼却量) × (排出係数)	
	燃料からの漏出	鉱業(石炭採掘)	(全国値から算出した道内の石炭採掘量) × (排出係数)	
		都市ガスの生産	(天然ガス生産量) × (排出係数)	
	廃棄物	廃棄物の埋立処分	(一般廃棄物の直接埋立量) × (排出係数)	
下水処理		(下水発生活汚泥量) × (排出係数)		
工業プロセス	カーボンブラック等化学製品の製造	(製造品製造量) × (排出係数)		
一酸化二窒素+ (N ₂ O)	燃料の燃焼・漏出		(全国値) × (NOx排出量の全国比)	
	麻酔剤の使用		(全国値) × (人口比)	
	農業	家畜のふん尿の処理	(家畜(牛・豚・鶏)の飼養頭数) × (排出係数)	
		畑作での肥料使用	(窒素系肥料量) × (排出係数) × (作付(栽培)圃場面積の全国比)	
	廃棄物	農業廃棄物の焼却	(稲わら及び藁から焼却量) × (排出係数)	
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)		(全国値) × (関連製品出荷額、自動車保有台数、世帯数、人口の全国比)	
	パーフルオロカーボン(PFC)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比、変電所数の全国比)	
	三ふっ化窒素(NF ₃)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
	吸収量	森林	『日本国温室効果ガスインベントリ報告書』データの積み上げ	
農地土壌				
都市緑化				

※ 根拠データが入手できなくなった場合などにおいては、データの継続性を考慮したうえで、適宜算定方法を見直します。

温室効果ガス排出量等の算出方法 ※修正なし

種類	部門	区分	算定方法の概要	
二酸化炭素+ (CO ₂)	エネルギー起源、	産業	製造業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の製造業排出量値
			農林水産業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の農林水産業排出量値
			鉱業・建設業	都道府県別エネルギー消費統計から道内の鉱業・建設業排出量値
		家庭		(家庭における燃料・電力消費量) × (排出係数)
	業務その他		温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度データ、総合エネルギー消費統計、経済センサス基礎調査データから算定	
	運輸	自動車	(道内を走行する自動車の燃料消費量) × (排出係数)	
		鉄道	(道内を運行する鉄道における燃料・電力消費量) × (排出係数)	
		船舶	(船舶における燃料消費量) × (海上出入貨物総トン数の全国比) × (排出係数)	
		航空機	(道内空港における航空機への燃料供給量) × (排出係数)	
	エネルギー転換	電気事業	『温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度』データの積み上げ	
		ガス事業		
		石油石炭製品		
	非エネルギー起源	一般廃棄物	(一般廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
		産業廃棄物	(産業廃棄物の焼却処理量) × (排出係数)	
セメント業		(セメント製造時の石灰石消費量) × (排出係数)		
鉄鋼業		(鉄鋼生産時の石灰石消費量) × (排出係数)		
燃料の燃焼		(全国値) × (NOx排出量の全国比)		
メタン+ (CH ₄)	農業	稲作	(道内の水稲作付面積) × (排出係数)	
		家畜の腸内発酵	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		家畜のふん尿処理	(道内家畜(牛・馬・めん羊・山羊・豚、豚)の飼養頭数) × (排出係数)	
		農業廃棄物の焼却	(稲わら及び藁から焼却量) × (排出係数)	
	燃料からの漏出	鉱業(石炭採掘)	(全国値から算出した道内の石炭採掘量) × (排出係数)	
		都市ガスの生産	(天然ガス生産量) × (排出係数)	
	廃棄物	廃棄物の埋立処分	(一般廃棄物の直接埋立量) × (排出係数)	
下水処理		(下水発生活汚泥量) × (排出係数)		
工業プロセス	カーボンブラック等化学製品の製造	(製造品製造量) × (排出係数)		
一酸化二窒素+ (N ₂ O)	燃料の燃焼・漏出		(全国値) × (NOx排出量の全国比)	
	麻酔剤の使用		(全国値) × (人口比)	
	農業	家畜のふん尿の処理	(家畜(牛・豚・鶏)の飼養頭数) × (排出係数)	
		畑作での肥料使用	(窒素系肥料量) × (排出係数) × (作付(栽培)圃場面積の全国比)	
	廃棄物	農業廃棄物の焼却	(稲わら及び藁から焼却量) × (排出係数)	
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)		(全国値) × (関連製品出荷額、自動車保有台数、世帯数、人口の全国比)	
	パーフルオロカーボン(PFC)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比、変電所数の全国比)	
	三ふっ化窒素(NF ₃)		(全国値) × (関連製品出荷額の全国比)	
	吸収量	森林	『日本国温室効果ガスインベントリ報告書』データの積み上げ	
農地土壌				
都市緑化				

※ 根拠データが入手できなくなった場合などにおいては、データの継続性を考慮したうえで、適宜算定方法を見直します。

改正案

削減目標の算出方法

※表を修正

ガス	起源	部門	項目及び算出方法	削減量	上積み分 (参考)	
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	368	139	
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち産業部門の排出量の割合)	275	42	
			小計	643	181	
			業務その他	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	297	119
				再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち業務その他部門の排出量の割合)	134	17
				小計	431	136
		家庭部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	516	130	
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち家庭部門の排出量の割合)	202	22	
		小計	718	152		
		運輸部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	353	73	
			小計	353	73	
		エネルギー転換部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	62	22	
再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうちエネルギー転換部門の排出量の割合)	47		7			
小計	109	29				
計	2,254	571				
非エネルギー起源	二酸化炭素	混合セメントの利用拡大 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の混合セメント販売高の割合)	2	0		
		バイオマスプラスチックの普及 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の人口の割合)	12	0		
		廃棄物焼却量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のプラスチック焼却量の割合)	25	18		
		計	39	18		
計	2,293	589				
メタン	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田作付面積の割合)	19	1			
	廃棄物最終処分量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の有機性の一般廃棄物の最終処分量の割合)	24	1			
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の同構造処分場における埋立量及び安定型5品目を除く最終処分量の割合)	2	0			
	計	45	2			
一酸化二窒素	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田畑面積の割合)	23	18			
	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の下水道年間処理水量の割合)	16	9			
	計	39	27			
代替フロン類	フロン(ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	16	8			
	フロン(業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	24	9			
	フロン(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	20	9			
	フロン(産業界の自主的な取組の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	1	1			
	計	62	27			
吸収源対策	森林吸収源対策により確保する吸収量 ※北海道森林吸収源対策推進計画目標値 (道独自の対策の効果を反映した2030年度の森林資源量予測から吸収量を算定)	850	370			
	農地土壌炭素吸収源対策により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の農地土壌炭素吸収量の割合)	276	15			
	都市緑化等の推進により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の都市緑化等の推進による吸収量の割合)	16	0			
	計	1,142	385			
合計	3,581	1,030				

※ 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。

※ 「国の計画」：地球温暖化対策計画(令和3年10月)」

※ 「4部門」：産業部門、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門

現行

削減目標の算出方法

※表を修正

ガス	起源	部門	項目及び算出方法	削減量
二酸化炭素	エネルギー起源	産業部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	-229
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち産業部門の排出量の割合)	-233
			小計	-462
		業務その他	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	-178
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち業務その他部門の排出量の割合)	-117
			小計	-295
		家庭部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	-386
			再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうち家庭部門の排出量の割合)	-180
		小計	-566	
		運輸部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	-280
			小計	-280
		エネルギー転換部門	北海道省エネ・新エネ促進行動計画における省エネの目標達成成分 (エネルギー消費原単位の成果指標から算出した削減見込量)	-40
再生可能エネルギーの導入による削減目標達成成分 (再エネ導入目標から算出した削減見込量) × (4部門の排出量のうちエネルギー転換部門の排出量の割合)	-41			
小計	-80			
計	-1,683			
非エネルギー起源	二酸化炭素	混合セメントの利用拡大 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の混合セメント販売高の割合)	-3	
		バイオマスプラスチックの普及 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の人口の割合)	-16	
		廃棄物焼却量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のプラスチック焼却量の割合)	-2	
		計	-21	
計	-1,704			
メタン	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田作付面積の割合)	-17		
	廃棄物最終処分量の削減 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の有機性の一般廃棄物の最終処分量の割合)	-24		
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の同構造処分場における埋立量及び安定型5品目を除く最終処分量の割合)	-2		
	計	-43		
一酸化二窒素	農地土壌に関連する温室効果ガス排出削減対策 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の田畑面積の割合)	-4		
	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の下水道年間処理水量の割合)	-7		
	計	-12		
代替フロン類	フロン(ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	-8		
	フロン(業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	-15		
	フロン(業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	-11		
	フロン(産業界の自主的な取組の推進) (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道のフロン排出量の割合)	-1		
	計	-35		
吸収源対策	森林吸収源対策により確保する吸収量 ※北海道森林吸収源対策推進計画目標値 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の森林吸収量の割合)	-480		
	農地土壌炭素吸収源対策により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の農地土壌炭素吸収量の割合)	-261		
	都市緑化等の推進により確保する吸収量 (国の計画における削減見込量) × (全国に占める道の都市緑化等の推進による吸収量の割合)	-16		
	計	-757		
合計	-2,551			

※ 端数処理の関係上、数値は合計に一致しない場合があります。

※ 「国の計画における削減見込量」は、「地球温暖化対策計画(2016年5月)」に記載されている削減見込量を用いている。

※ 「4部門」とは、産業部門、業務その他部門、家庭部門、エネルギー転換部門を示す。

(削除)

参考 国の地球温暖化対策計画に示された削減見込量のうち道内削減分
(エネルギー起源二酸化炭素)

ガス	起源	部門	項目及び算出方法	削減量		
二 酸 化 炭 素	エ ネ ル ギ ー 起 源 二 酸 化 炭 素	産 業 部 門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(業種横断) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の製品出荷額の割合)	-97		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(鉄鋼業) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道のエネルギー消費量の割合)	-11		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(化学工業) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道のエネルギー消費量の割合)	-4		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(窯業・土石製品製造業) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道のエネルギー消費量の割合)	-2		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(パルプ・紙・紙加工品・製造業) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道のエネルギー消費量の割合)	-3		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(建設施工・特殊自動車使用分野) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の建設機器購入台数の割合)	-3		
			省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(施設園芸・農業機械・漁業分野) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の農作物作付面積及び漁船台数の割合)	-21		
			FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の延床面積(工場)の割合)	-5		
			業種間連携省エネの取組推進 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道のエネルギー消費量の割合)	-1		
			計	-146		
			業 務 そ の 他 部 門	建築物の省エネ化 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の延床面積(工場除く)の割合)	-59	
				高効率な省エネルギー機器の普及(業務その他部門) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の製品出荷額の割合)	-27	
				トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(業務その他部門) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の製品出荷額の割合)	-43	
				BEMSの活用、省エネ診断等を通じた徹底的なエネルギー管理の実施 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の延床面積(工場除く)の割合)	-49	
				計	-177	
			家 庭 部 門	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上(家庭部門) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の世帯数の割合)	-19	
				住宅の省エネ化 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の住宅数の割合)	-37	
				高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の世帯数及び工場生産型浄化槽出荷台数の割合)	-73	
				HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の世帯数の割合)	-40	
				計	-169	
			運 輸 部 門	次世代自動車の普及、燃費改善 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の次世代自動車台数の割合)	-47	
				道路交通流対策 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の総自動車台数及び信号機設備基数の割合)	-9	
				環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の貨物車及び乗合車の保有台数の割合)	-2	
				トラック輸送の効率化、共同輸送の推進 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の自動車保有車両数及び貨物輸送量の割合)	-10	
				公共交通機関及び自転車の利用促進 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の旅客輸送人キロの割合)	-2	
				鉄道分野の省エネ化(鉄道エネルギー消費効率の向上) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の鉄道由来CO ₂ 排出量の割合)	-5	
				船舶分野の省エネ化(省エネに資する船舶の普及促進) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の海上貨物輸送量の割合)	-7	
				航空分野の低炭素化(航空分野の低炭素化の促進) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の運航及び運送実績の割合)	-15	
				海運グリーン化総合対策、鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の貨物輸送量の割合)	-10	
				湾港における取組 (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の海上貨物輸送量の割合)	-5	
				計	-111	
				エ ネ ル ギ ー 転 換 部 門	省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(石油製品製造業) (国の計画における削減見込量)×(全国に占める道の石油製品製造業由来のCO ₂ 排出量)	-6
					計	-6

※ 本表は、削減目標を検討するにあたり、国の対策・施策による道内分の削減見込量を算出するために作成したもの。

検討の結果、前ページの表で示した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」における省エネの目標達成分が、全ての部門で本表の削減量を上回り、内包されているという整理となったことから、検討経過の参考として示している。

改正案

北海道地球温暖化防止対策条例の概要

※修正なし

（背景）2006年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協働により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人権一人ひとりに提示された。このサミット開催を契機として、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要がある。

【条例の目的】(第1条) 地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人権の擁護に資する。
【道の責務】(第3条) 1. 地球温暖化防止対策の策定・実施 2. 官町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援 3. 道民の責務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行
【事業者の責務】(第4条) 1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制 2. 道の施策への協力
【道民の責務】(第5条) 1. 日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制 2. 道の施策への協力
【観光旅行者等の協力】(第6条) 1. 温室効果ガスの排出抑制に協力

地球温暖化防止に向けた具体的な取組

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条～第11条) 1. 推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進 2. 地球温暖化対策に関する道民・事業者等への排出抑制の促進
【事業活動に関する取組】(第12条～第15条) 1. 事業者→温室効果ガスの排出抑制を図るための金銭をとするよう努力義務 2. 大規模エネルギー使用事業者→温室効果ガス排出削減等に関する計画書・実績報告書の作成・提出→記事が公表
【再生可能エネルギーに関する取組】(第20条～第31条) 1. 道→再生可能エネルギーの導入促進や稼働促進 2. 事業者・道民→再生可能エネルギーの利用促進への努力義務 3. 大規模エネルギー使用事業者→再生可能エネルギー計画書・達成率実績報告書の作成・提出→記事が公表
【自動車使用に関する取組】(第18条～第21条) 1. 道民→公共交通機関等の利用やエコドライブ、アイドリングストップの実践等への努力義務 2. 大規模自動車保有事業者→アイドリングストップを促す通知 3. 自動車運転従事者→駐車を誘入しようとする人にに対し、生態情報等の説明（レンタカー業者→同様の説明の努力義務）
【森林保全等の取組】(第32条) 1. 事業者・道民→森林保全及び整備、道産材の利用促進への努力義務 2. 道→情報提供その他の措置
【廃棄・広積に関する取組】(第33条～第34条) 1. 道→温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要措置 2. 事業者→従業員に対する啓発の促進への努力義務 3. 「北海道クール・アース・デイ」の制定→温暖化防止の取組を集中的に実施
【その他の取組等】(第7条) 1. 庁舎・施設等に於ける環境配慮の取組の促進(第7条) 2. 地球温暖化防止行動の促進(第16条) 3. 環境物品等の購入等の促進(第17条) 4. 年報・実績に関する取組の推進(第25条～第30条) 5. 地方自治体の推進(第27条) 6. 規制、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表(第38条～第42条)

継続的な取組による低炭素社会の実現

現行

北海道地球温暖化防止対策条例の概要

※修正なし

（背景）2006年に開催された北海道洞爺湖サミットでは、温室効果ガス削減に係る長期目標を達成するため、世界全体で地球温暖化防止に取り組む必要があるとの認識で合意し、国際社会の協働により対策をすすめることが極めて重要であることが、世界の国々の人権一人ひとりに提示された。このサミット開催を契機として、世界自然遺産・知床をはじめとする豊かな環境を有する本道から、環境に調和した持続可能な発展を可能とする社会の実現を目指し、地球温暖化防止に積極的に貢献する必要がある。

【条例の目的】(第1条) 地球温暖化の防止について、道、事業者、道民の責務などを明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本となる事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図ることをもって、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保と人権の擁護に資する。
【道の責務】(第3条) 1. 地球温暖化防止対策の策定・実施 2. 官町村や事業者、道民、環境保全活動団体等への支援 3. 道民の責務・事業に関する地球温暖化防止対策の率先実行
【事業者の責務】(第4条) 1. 事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制 2. 道の施策への協力
【道民の責務】(第5条) 1. 日常生活に伴う温室効果ガスの排出抑制 2. 道の施策への協力
【観光旅行者等の協力】(第6条) 1. 温室効果ガスの排出抑制に協力

地球温暖化防止に向けた具体的な取組

【道による「地球温暖化対策推進計画」の策定等】(第8条～第11条) 1. 推進計画による地球温暖化対策の総合的・計画的な推進 2. 地球温暖化対策に関する道民・事業者等への排出抑制の促進
【事業活動に関する取組】(第12条～第15条) 1. 事業者→温室効果ガスの排出抑制を図るための金銭をとするよう努力義務 2. 大規模エネルギー使用事業者→温室効果ガス排出削減等に関する計画書・実績報告書の作成・提出→記事が公表
【再生可能エネルギーに関する取組】(第20条～第31条) 1. 道→再生可能エネルギーの導入促進や稼働促進 2. 事業者・道民→再生可能エネルギーの利用促進への努力義務 3. 大規模エネルギー使用事業者→再生可能エネルギー計画書・達成率実績報告書の作成・提出→記事が公表
【自動車使用に関する取組】(第18条～第21条) 1. 道民→公共交通機関等の利用やエコドライブ、アイドリングストップの実践等への努力義務 2. 大規模自動車保有事業者→アイドリングストップを促す通知 3. 自動車運転従事者→駐車を誘入しようとする人にに対し、生態情報等の説明（レンタカー業者→同様の説明の努力義務）
【森林保全等の取組】(第32条) 1. 事業者・道民→森林保全及び整備、道産材の利用促進への努力義務 2. 道→情報提供その他の措置
【廃棄・広積に関する取組】(第33条～第34条) 1. 道→温暖化防止に関する情報提供、学習機会の創出などの必要措置 2. 事業者→従業員に対する啓発の促進への努力義務 3. 「北海道クール・アース・デイ」の制定→温暖化防止の取組を集中的に実施
【その他の取組等】(第7条) 1. 庁舎・施設等に於ける環境配慮の取組の促進(第7条) 2. 地球温暖化防止行動の促進(第16条) 3. 環境物品等の購入等の促進(第17条) 4. 年報・実績に関する取組の推進(第25条～第30条) 5. 地方自治体の推進(第27条) 6. 規制、指導・助言、報告等の提出、勧告、公表(第38条～第42条)

継続的な取組による低炭素社会の実現

改正案	現 行
<p>北海道気候変動適応計画の概要 <u>※修正なし</u></p> <p>1 計画策定の背景、趣旨等</p> <p>(1) 策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。 このため、2018年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。 <div data-bbox="201 537 1323 739" data-label="Diagram"> </div> <p>(2) 計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」 「北海道環境基本計画」の個別計画 「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの <p>(3) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。 	<p>北海道気候変動適応計画の概要 <u>※修正なし</u></p> <p>1 計画策定の背景、趣旨等</p> <p>(1) 策定の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策を進めていく上では、温室効果ガスの排出抑制を行う「緩和」の取組と、気候変動の影響に対して被害を回避・軽減する「適応」の取組が必要。 このため、2018年12月に施行された「気候変動適応法」の趣旨を踏まえ、地域特性や社会情勢の変化などに応じて「適応」の取組を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。 <div data-bbox="1561 537 2683 739" data-label="Diagram"> </div> <p>(2) 計画の位置付け</p> <ul style="list-style-type: none"> 「気候変動適応法」に基づく「地域気候変動適応計画」 「北海道環境基本計画」の個別計画 「持続可能な開発目標（SDGs）」に掲げる「目標13：気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」などの達成にも資するもの <p>(3) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 概ね5年とし、国の動向等を勘案して必要に応じて見直しを行う。

改正案	現 行																								
<p>2 気候の長期変化と将来見通し</p> <p>・札幌管区气象台が公表した「北海道の気候変化」(2017年3月)及び「北海道地球温暖化予測情報」(2019年3月)を基に整理</p> <table border="1" data-bbox="195 359 1412 699"> <thead> <tr> <th>これまでの長期変化</th> <th>将来見通し(21世紀末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○平均気温はおおよそ1.63℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など</td> <td>○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など</td> </tr> </tbody> </table>	これまでの長期変化	将来見通し(21世紀末)	○平均気温はおおよそ1.63℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など	○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など	<p>2 気候の長期変化と将来見通し <u>※修正なし</u></p> <p>・札幌管区气象台が公表した「北海道の気候変化」(2017年3月)及び「北海道地球温暖化予測情報」(2019年3月)を基に整理</p> <table border="1" data-bbox="1561 359 2778 699"> <thead> <tr> <th>これまでの長期変化</th> <th>将来見通し(21世紀末)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○平均気温はおおよそ1.60℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など</td> <td>○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など</td> </tr> </tbody> </table>	これまでの長期変化	将来見通し(21世紀末)	○平均気温はおおよそ1.60℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など	○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など																
これまでの長期変化	将来見通し(21世紀末)																								
○平均気温はおおよそ1.63℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など	○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など																								
これまでの長期変化	将来見通し(21世紀末)																								
○平均気温はおおよそ1.60℃上昇 ○冬日・真冬日の日数が減少 ○年降水量の大きな変化はない ○日降水量50mm以上及び70mm以上の年間日数が増加傾向 ○最深積雪量が減少傾向 など	○平均気温は20世紀末を基準に5℃程度上昇 ○夏日は約52日/年増加、冬日は約58日/年減少 ○年降水量は概ね10%増加 ○大雨や短時間強雨の頻度が増加 ○年降雪量は各地域で減少 など																								
<p>3 気候変動による影響 <u>※修正なし</u></p> <p>・国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理</p> <table border="1" data-bbox="195 909 1412 1167"> <tbody> <tr> <td>農業</td> <td>小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少</td> </tr> <tr> <td>自然生態系</td> <td>高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大</td> </tr> <tr> <td>自然災害</td> <td>洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響</td> </tr> </tbody> </table>	農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大	水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少	自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大	自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生	健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加	その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響	<p>3 気候変動による影響 <u>※修正なし</u></p> <p>・国の報告書等を基に、本道で予測される影響等を整理</p> <table border="1" data-bbox="1561 909 2778 1167"> <tbody> <tr> <td>農業</td> <td>小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大</td> </tr> <tr> <td>水産業</td> <td>ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少</td> </tr> <tr> <td>自然生態系</td> <td>高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大</td> </tr> <tr> <td>自然災害</td> <td>洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生</td> </tr> <tr> <td>健康</td> <td>熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響</td> </tr> </tbody> </table>	農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大	水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少	自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大	自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生	健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加	その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響
農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大																								
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少																								
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大																								
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生																								
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加																								
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響																								
農業	小麦など一部作物の品質の低下、病害虫の発生増加や分布域の拡大																								
水産業	ブリなどの分布・回遊域の変化、シロザケの生息域減少																								
自然生態系	高山帯等植物の分布適域の変化や縮小、エゾシカ等の分布拡大																								
自然災害	洪水をもたらす大雨事象の増加、海面上昇の発生																								
健康	熱中症搬送者の増加、節足動物媒介感染症のリスク増加																								
その他	自然資源を活用したレジャーへの影響、ライフラインへの影響																								

改 正 案	現 行																				
<p>4 適応の推進方策</p> <p>(1) 適応の取組に関する基本方向 <u>※修正なし</u></p> <p>ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進 ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分 野</th> <th style="text-align: center;">主 な 取 組 の 視 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 </td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 </td> </tr> <tr> <td>自然災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり </td> </tr> <tr> <td>生活・健康</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 情報や知見の収集と適応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討 <p>ウ 道民や事業者等の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施 ・事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進 <p>エ 推進体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討 ・庁内組織である「北海道地球温暖化対策推進本部」を活用した適応策の展開 	分 野	主 な 取 組 の 視 点	産業	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり 	生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備 	<p>4 適応の推進方策</p> <p>(1) 適応の取組に関する基本方向 <u>※修正なし</u></p> <p>ア 本道の強みを活かす適応の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本道の地域特性等を踏まえ、次の4分野について重点的な取組を推進 ・道の政策分野に「適応」の視点を組み込み、関係部局が連携した取組を推進 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">分 野</th> <th style="text-align: center;">主 な 取 組 の 視 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>産業</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 </td> </tr> <tr> <td>自然環境</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 </td> </tr> <tr> <td>自然災害</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり </td> </tr> <tr> <td>生活・健康</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備 </td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 情報や知見の収集と適応策の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関と連携して、適応に関する最新の情報を収集し、これを踏まえて適応策を検討 <p>ウ 道民や事業者等の理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者や事業種別を踏まえた普及啓発、市町村への情報提供の実施 ・事業活動における「気候リスク管理」や、新たなビジネス機会として捉える「適応ビジネス」の取組の促進 <p>エ 推進体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法に基づく「地域気候変動適応センター」機能の確保について検討 ・庁内組織である「北海道地球温暖化対策推進本部」を活用した適応策の展開 	分 野	主 な 取 組 の 視 点	産業	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 	自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり 	生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備
分 野	主 な 取 組 の 視 点																				
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 																				
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 																				
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり 																				
生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備 																				
分 野	主 な 取 組 の 視 点																				
産業	<ul style="list-style-type: none"> ・広大な大地や豊かな海にもたらされる資源を有効活用した、安全で安心な食料供給 ・自然資源を活用した観光業の振興 																				
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境の適切な保全と多様な機能の防災・減災への活用 																				
自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の地理的特性等を踏まえた災害に強い地域づくり 																				
生活・健康	<ul style="list-style-type: none"> ・道民の生命や生活の確保 ・災害に強い交通基盤の整備 																				

改正案

(2)各主体の役割 ※修正なし

区分	役割
道	・計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討・関係者と連携・協働した取組の推進・道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など
事業者	・「気候リスク管理」の取組の推進・「適応ビジネス」の展開 など
道民	・「適応」への理解と関心を深め、自ら実践
市町村	・区域内の「適応」の取組の推進
民間団体	・道民に「適応」の取組を広める活動

(3)計画の進捗管理 ※修正なし

- ・国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ

現行

(2)各主体の役割 ※修正なし

区分	役割
道	・計画策定や地域気候変動適応センター機能の確保に係る検討・関係者と連携・協働した取組の推進・道民や事業者等の取組促進に向けた普及啓発の実施 など
事業者	・「気候リスク管理」の取組の推進・「適応ビジネス」の展開 など
道民	・「適応」への理解と関心を深め、自ら実践
市町村	・区域内の「適応」の取組の推進
民間団体	・道民に「適応」の取組を広める活動

(3)計画の進捗管理 ※修正なし

- ・国における検討結果を踏まえ、本計画における進捗状況の把握・評価手法を検討
- ・当面は、4つの基本方向に関連する施策等について、定期的に状況等を把握し、取りまとめ

北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）の概要 ※修正なし

- ・中長期的な視点から本道全体の水素社会のあり方を示すビジョンを2016年に策定。
- ・道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、2020年3月に改定。

- (目標年次)
- ・2016年度～2040年度頃

1 基本的な考え方

【背景】

《国の政策動向》

- ◆水素基本戦略(2017年12月策定)
- ・将来目指すべき姿、官民が共有すべき方向性を規定
- ◆水素・燃料電池戦略ロードマップ(2019年3月大幅改定)
- ・基本戦略に掲げた目標実現のため、目指すべきターゲットを新たに設定

《北海道の抱える課題》

- ◆CO₂排出量削減
- ◆再生可能エネルギーの活用
- ◆緊急時における電気・熱の確保

《北海道の優位性》

- ◆豊富な再生可能エネルギー(全国トップクラスのポテンシャル)
- ◆水素関連技術の開発・実証
- ◆事業化に適した立地環境

【目指す姿】

- ◎ 脱炭素社会、地球温暖化対策
 - ◆あらゆる分野で水素への理解・利用が進み、GHGが大幅に削減
- ◎ BCP対策、国土強靱化
 - ◆地域内で製造・備蓄された水素で災害時に生活・産業が継続可能
- ◎ エネルギーの地産地消
 - ◆再エネで製造された水素が地域に安全・安価・安定的に供給
- ◎ 地域経済循環
 - ◆化石燃料の移入が減り、域際収支が改善
- ◎ 環境産業の育成・振興
 - ◆道内の水素関連産業が振興され、地域経済が活性化

2 施策の展開(3本柱)

- ◎ 地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築
- ◎ 脱炭素で安全・安心な地域づくり
- ◎ 環境産業の育成・振興



【サプライチェーン広域展開イメージ】

【2040年度頃のサプライチェーンのイメージ】

3 ビジョンの推進

- 関連企業・団体・市町村との連携
- 「水素サプライチェーン構築ロードマップ」による具体的な取組の着実な推進

北海道水素社会実現戦略ビジョン（改定版）の概要 ※修正なし

- ・中長期的な視点から本道全体の水素社会のあり方を示すビジョンを2016年に策定。
- ・道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、2020年3月に改定。

- (目標年次)
- ・2016年度～2040年度頃

1 基本的な考え方

【背景】

《国の政策動向》

- ◆水素基本戦略(2017年12月策定)
- ・将来目指すべき姿、官民が共有すべき方向性を規定
- ◆水素・燃料電池戦略ロードマップ(2019年3月大幅改定)
- ・基本戦略に掲げた目標実現のため、目指すべきターゲットを新たに設定

《北海道の抱える課題》

- ◆CO₂排出量削減
- ◆再生可能エネルギーの活用
- ◆緊急時における電気・熱の確保

《北海道の優位性》

- ◆豊富な再生可能エネルギー(全国トップクラスのポテンシャル)
- ◆水素関連技術の開発・実証
- ◆事業化に適した立地環境

【目指す姿】

- ◎ 脱炭素社会、地球温暖化対策
 - ◆あらゆる分野で水素への理解・利用が進み、GHGが大幅に削減
- ◎ BCP対策、国土強靱化
 - ◆地域内で製造・備蓄された水素で災害時に生活・産業が継続可能
- ◎ エネルギーの地産地消
 - ◆再エネで製造された水素が地域に安全・安価・安定的に供給
- ◎ 地域経済循環
 - ◆化石燃料の移入が減り、域際収支が改善
- ◎ 環境産業の育成・振興
 - ◆道内の水素関連産業が振興され、地域経済が活性化

2 施策の展開(3本柱)

- ◎ 地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築
- ◎ 脱炭素で安全・安心な地域づくり
- ◎ 環境産業の育成・振興



【サプライチェーン広域展開イメージ】

【2040年度頃のサプライチェーンのイメージ】

3 ビジョンの推進

- 関連企業・団体・市町村との連携
- 「水素サプライチェーン構築ロードマップ」による具体的な取組の着実な推進

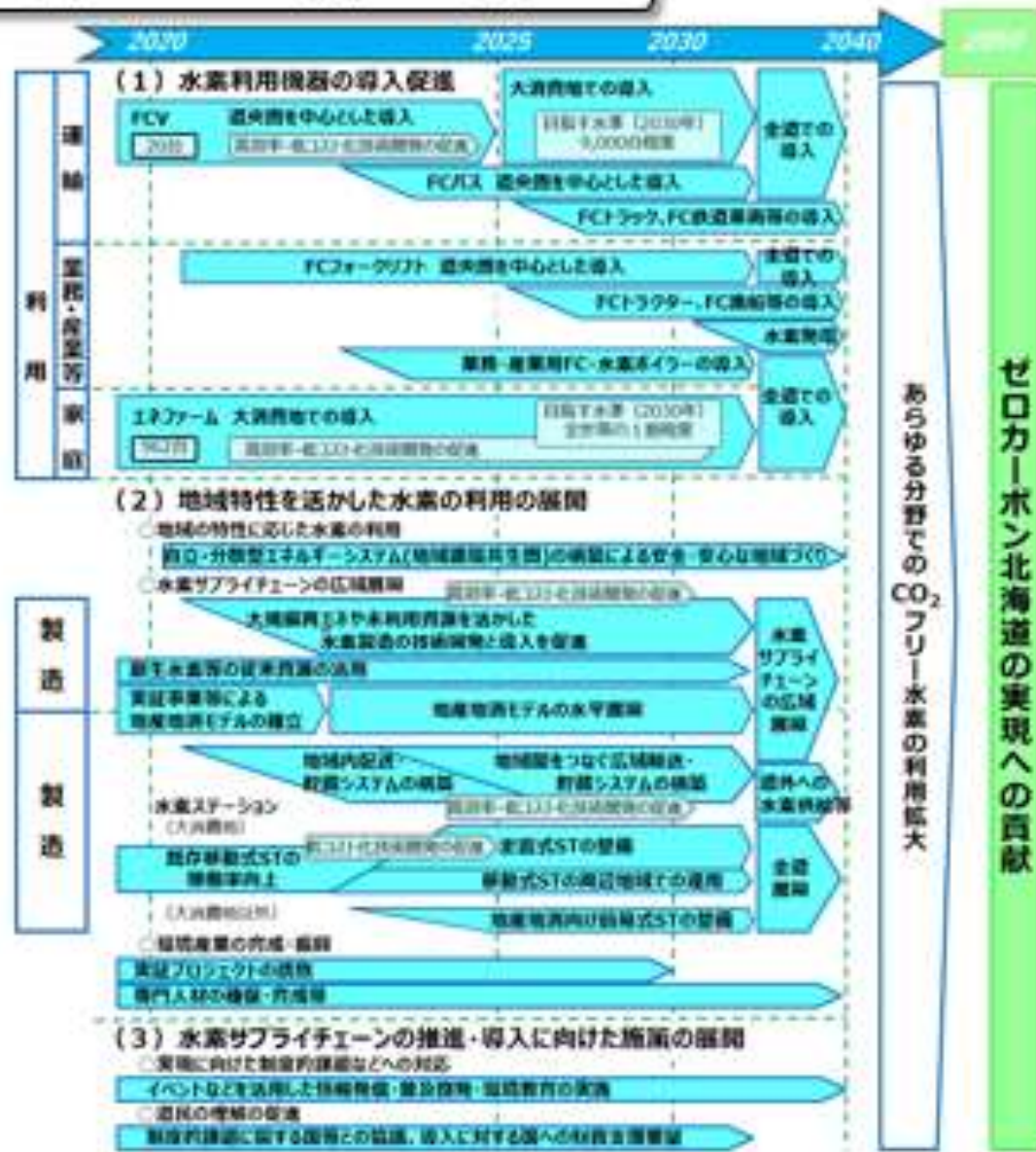
(背景)

- ・地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築を推進するため、当面の手立てとスケジュールを示す水素サプライチェーン構築ロードマップを2016年に策定。
- ・北海道水素社会実現戦略ビジョンの改定、道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、ロードマップを2020年12月に改定。

1 ロードマップの趣旨

- ・2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を目指して、ビジョンの日標年次である2040年度に向け、水素利用機器の導入促進や地域特色を活かした水素利用の展開を推進。
- ・東京オリ・パラや大阪・関西万博などの国際イベント開催の機会を捉え、本道の取組を広げ発信し、実証事業や試験研究の誘致など、水素社会の実現に向けた機運を醸成する。

2 水素サプライチェーン構築に向けた展開



あらゆる分野でのCO₂フリー水素の利用拡大
ゼロカーボン北海道の実現への貢献

(背景)

- ・地産地消を基本とした水素サプライチェーンの構築を推進するため、当面の手立てとスケジュールを示す水素サプライチェーン構築ロードマップを2016年に策定。
- ・北海道水素社会実現戦略ビジョンの改定、道内における取組の進展、国の政策動向などを踏まえ、ロードマップを2020年12月に改定。

1 ロードマップの趣旨

- ・2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現を目指して、ビジョンの日標年次である2040年度に向け、水素利用機器の導入促進や地域特色を活かした水素利用の展開を推進。
- ・東京オリ・パラや大阪・関西万博などの国際イベント開催の機会を捉え、本道の取組を広げ発信し、実証事業や試験研究の誘致など、水素社会の実現に向けた機運を醸成する。

2 水素サプライチェーン構築に向けた展開



あらゆる分野でのCO₂フリー水素の利用拡大
ゼロカーボン北海道の実現への貢献

(削除)

パブリックコメントの結果概要

1 実施結果

- (1) 募集期間 令和3年2月24日(水)～3月22日(月)
- (2) 提出状況 22個人、2団体 意見総数 154件

2 意見の反映状況

区 分		意見数
A	意見を受けて案を修正したもの	30件
B	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	30件
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	51件
D	案に取り入れなかったもの	36件
E	案の内容についての質問等	7件
その他	意見の内容が案と直接関係がないもの	0件

3 主な意見の概要等

○ 本 編

No.	意見の概要	意見への対応
1	本計画の位置づけについて、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画などとの関連について、明記があった方が良いかと思う。	ご意見を踏まえ、記述を追加。 A
7	「(3) 道内への影響」は、「(2) 道内の気候の長期変化と将来見通し」からの繋がりから読むと「これまでの長期変化」なのか「21世紀末の見通し」なのかどちらにも取れる。	ご意見を参考に、表を修正。 A
9	SDGsに関する記載について、北海道は内閣府の「SDGs 未来都市」に選定され、全国のモデルとなっている都道府県である点を明記・強調したほうがよいのではないか。	ご意見を踏まえ、北海道が「SDGs 未来都市」である旨を追記。 A
10	エネファームの普及台数1割とは何台か見積もならないと、地方公共団体や企業が実施に動けないことから、数字を明記すべき。	ご意見を踏まえ、記述を修正。 A

(削除)

○ 対策・施策編

No.	意見の概要	意見への対応
14	運輸部門の取組に FC 列車の導入を入れていただきたい。2050 年カーボンゼロを目指すうえで水素利用はなくてはならない。	ご意見を踏まえ、燃料電池を使った鉄道車両などに関する記述を追加。 A
17	再エネ促進と書いてあるが、メガソーラーや大型風力など、規模が大きくなるとデメリットも大きくなるため、マイクログリッドの話も出ているが、大きな発電所計画は自治体から道への報告をしっかりと透明性を持たせて欲しい。例えば、道のホームページに分かりやすく計画段階のものを掲載するなどしてはいかがか。 【同趣旨の意見 他4件】	ご意見を踏まえ、環境影響評価制度についての記述を追加。 A
22	アンモニアについて記述していただきたい。政府はグリーン成長戦略で、2 番目にアンモニアを取り上げています。 【同趣旨の意見 他1件】	ご意見を参考に、アンモニアに関する記載を追加。 A